

検討結果とりまとめ

令和元年11月28日

水底トンネル等における危険物積載車両
の通行の禁止又は制限に関する検討会

横浜環状北西線トンネル、大和川第二トンネルおよび大和川第三トンネルにおける危険物積載車両の通行の禁止又は制限について

本検討会では、令和元年度末供用予定の下記3トンネルを対象に、道路法第46条第3項に基づき、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルを含む）における危険物積載車両の通行の禁止又は制限について、交通の危険防止及びトンネル構造の保全の観点から、その必要性を検討した。

1. 横浜環状北西線（横浜市道高速横浜環状北西線）横浜環状北西線トンネル
2. 大和川線（大阪府道高速大和川線）大和川第二トンネル
3. 大和川線（大阪府道高速大和川線）大和川第三トンネル

1. 横浜環状北西線トンネル

横浜環状北西線トンネルは、一級河川鶴見川と交差する延長約4.1kmのトンネルであり、道路法第46条第3項に規定する「水底トンネル」に該当する。

横浜環状北西線トンネルについては、以下の理由から、全ての危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行うことが妥当である。

- ・危険物積載車両に係る事故が発生した場合、浸水等により通行車両およびその乗員の人命やトンネル構造物に被害が及ぶおそれがあること
- ・危険物積載車両の通行を禁止しても、周辺にう回できる代替路が存在すること

2. 大和川第二トンネル

大和川第二トンネルは、一級河川大和川の左岸側に近接し並行する延長約0.7kmのトンネルであり、道路法第46条第3項に規定する「水底トンネルに類するトンネル」（同法施行規則第4条の9の「水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの」）に該当する。

大和川第二トンネルについては、以下の理由から、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行わないことが妥当である。

- ・危険物積載車両に係る事故等が発生した場合であっても、トンネル構造物に大きな影響を与えることはなく、万一浸水した場合でも一級河川大和川からの流入は微量であり、離隔距離もあることから、浸水速度が遅くトンネル内で避難が困難となる水位に達するには時間がかかるため、避難時間を十分確保できること

- ・危険物積載車両に係る事故等が発生し、トンネルの復旧工事が必要になった場合でも、河川との離隔距離が十分あり、河川からの水の流入は想定できないことから、復旧工事の施行には影響ないこと
- ・当該トンネルと同規模のトンネルと比較しても防災設備等に遜色がないこと

3. 大和川第三トンネル

大和川第三トンネルは、一級河川西除川と交差および近接し並行する延長約4.9kmのトンネルであり、交差する部分においては道路法第46条第3項に規定する「水底トンネル」に該当し、近接し並行する区間においては路面の高さが一級河川西除川の水面の高さ以下であることから、道路法第46条第3項に規定する「水底トンネルに類するトンネル」(同法施行規則第4条の9の「水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの」)に該当する。

大和川第三トンネルについては、以下の理由から、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行わないことが妥当である。

- ・危険物積載車両に係る事故等が発生した場合であっても、トンネル構造物に大きな影響を与えることはなく、万一浸水した場合でも一級河川西除川からの流入は微量であり、離隔距離もあることから、浸水速度が遅くトンネル内で避難が困難となる水位に達するには時間がかかるため、避難時間を十分確保できること
- ・危険物積載車両に係る事故等が発生し、トンネルの復旧工事が必要になった場合でも、河川の上流部にある河川設備を運用することにより浸水を止めることができることから、復旧工事の施行には影響ないこと
- ・当該トンネルと同規模のトンネルと比較しても防災設備等に遜色がないこと